

子ども手当(月々26,000円)と扶養控除・配偶者控除廃止による負担差引

夫婦(サラリーマン片働き)と子ども(3歳未満)の3人世帯の試算

(単位: 万円)

給与収入金額	300万円	500万円	700万円	900万円	1,100万円	1,400万円	2,500万円
児童手当廃止(給与収入809万円程度未満)	▲ 12.0	▲ 12.0	▲ 12.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子ども手当(全額支給、所得制限なし)	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2
年少扶養控除廃止と配偶者控除も廃止した場合の増税額(所得税・住民税)	▲ 10.9	▲ 14.1	▲ 21.4	▲ 21.8	▲ 23.1	▲ 31.7	▲ 37.0
差引の所得増減	8.3	5.3	▲ 2.2	9.4	8.1	▲ 0.5	▲ 5.8

(注) 佐々木憲昭事務所作成。一定の社会保険料があるものとして計算。住民税については、所得税から住民税への税源移譲時(2007年)に導入された住民税と所得税の人的控除の差を調整する税額控除の影響も含む。